

1. 計画的な土地利用の推進

—美しい風景が保全され、都市の魅力が創出されている、活気あるまち—



基本方針

豊かな歴史や自然環境に恵まれた美しい風景が保全され、都市の魅力が創出されている、活気あるまちを目指します。

そのために、秩序ある整備や適正な土地利用に向けて必要な規制・誘導や、社会情勢の変化や地域の実情にあった都市基盤整備等のまちづくりを、市民とともに進めます。

現状と課題

- 本市は、豊かな歴史・自然環境に恵まれた美しい風景を持つ都市であるため、調和のとれた良好な都市環境の形成を図り、また、都市的な魅力の創出を念頭において計画的な土地利用を進めています。
また、社会環境の変化をふまえて、平成21年3月に策定した榎原市都市計画マスタープラン⁽¹⁾に基づいて、総合的なまちづくりを進めています。今後も、より良いまちづくりと豊かな市民生活の実現を図るために、市民と行政がそれぞれ適切な役割を担い、都市基盤等を整備する必要があります。
- 将来見込まれる人口減少により、都市の活力や地域コミュニティが弱まる等、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。それらに対応できるよう、市の将来の都市構造のあり方について地域や地区ごとに検討していくことが必要です。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
地区計画の策定	6地区	6地区	6地区	9地区	11地区

⁽¹⁾ 榎原市都市計画マスタープラン：都市計画法第18条の2の規定に基づき、本市のこれからのまちづくりの基本方針を示す計画。

今後の取組

① 榎原市都市計画マスタープランの推進

本市の都市計画の基本方針である「榎原市都市計画マスタープラン」に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備や、適正な土地利用を行うための規制や誘導を進めます。マスタープランは長期的な計画であるため、社会経済の動向や地域の実態の変化を踏まえながら、適切な見直しを行います。

② 地域・地区による制限

乱開発された市街地が広がらないよう、市街化区域⁽²⁾と市街化調整区域⁽³⁾を明瞭に区分し、「用途地域」「高度地区」「防火・準防火地域」「生産緑地地区」「風致地区」「歴史的風土特別保存地区」「伝統的建造物群保存地区」の地域・地区を設け、良好な市街地の環境を育成するとともに、これまでの町並みを保全・継承するため、今後も土地利用の目的に合わせた土地規制を実施します。特に大和八木駅周辺を中心として高度利用化を図る等、都市機能の拡充を推進します。また、市街化調整区域においては、地域情勢を考慮した土地利用を図りつつ、優良農地の保全に努めます。

③ 地区計画⁽⁴⁾制度の活用

榎原市都市計画マスタープランに即した、地区の良好なまちづくりの実現に向けて、地区の特性に応じたまちづくりのルールを地域住民が主体的に定めることができる地区計画制度を活用し、土地利用や地区施設・建築物等の規制や誘導を行います。

④ 都市基盤整備事業の推進

適正で合理的な土地利用を実現するため、都市基盤整備事業として市道路の改良や、公園及び土地区画の整理を進めます。

⑤ 都市計画支援システムの更新

コンピュータシステムの活用により、都市計画情報を更新し、各種台帳データの管理を行うことで、用途地域等の法指定照会を正確かつ迅速に行います。



大和三山を中心とした市街地

市民等との役割分担

市民は、用途地域の制限や、地域特性を重視した地区計画等、決められたルールや各種法令等を遵守して住宅建築を行うことで、お互いに快適で安心な生活を送ることが期待されます。また、榎原市都市計画マスタープランを理解し、共にまちづくりを進めていくことが期待されます。

⁽²⁾ 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

⁽³⁾ 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域で、原則として開発行為や建築行為ができない。

⁽⁴⁾ 地区計画：それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるため、地区レベルの視点にたって、宅地の周りの生活環境を整備したり、保全したり、きめ細かく土地利用をコントロールする都市計画の制度。

2. 市街地整備の推進

—快適で利便性の高い生活を送ることができるまち—



基本方針

人口減少社会への対応や環境配慮等、時代の潮流を取り込んだまちづくりを行うことで、市民が快適で利便性の高い生活を送ることができるまちを目指します。

そのために、既成市街地においては、再開発等市街地開発事業による整備を検討し、道路等の都市基盤整備を進めます。

また、新しくまちづくりを行う地域においては、低炭素で持続可能なスマートシティ⁽¹⁾の考え方を取り入れたまちづくりの展開を図るとともに、商業・工業系施設の誘致による土地活用を進めます。

現状と課題

- 本市の市街地は、道路が狭い住宅が密集しており、防災機能も低いことから、改善が求められています。特に、JR畷駅周辺の国道165号の狭い区間においては、歩道整備・道路拡幅による市街地整備が求められています。
- 大和八木駅周辺では、橿原三号歩行者専用道路事業の完了により駅南北の連携が強化されました。今後は、同駅周辺の再開発等市街地開発事業により、中心市街地の賑わいの創出につなげていく必要があります。
- 京奈和自動車道、国道24号高田バイパス線、中和幹線の供用が開始されたことで、広域幹線道路周辺の低・未利用地における乱開発の恐れが増大しており、企業の動向等を十分に把握して、商・工業系の土地の有効活用を図る必要があります。また、市街化区域⁽²⁾内に低・未利用地が残存しており、秩序ある市街地の形成に向け、特性を活かした土地の有効活用を図る必要があります。
- 奈良県立医科大学（以下「医大」という。）の教育部門の移転を契機に、医大を中心とした周辺地区を先導的まちづくり拠点と位置付け、モデル的な取組として、省エネ・環境を意識したコンパクトシティ⁽³⁾・スマートシティ等、時代の潮流を取り入れた新しいまちづくりについて検討することが必要です。

⁽¹⁾ スマートシティ：最新技術を駆使してエネルギー効率を高め、省資源化を徹底した環境配慮型のまちづくりのこと。地球温暖化や世界的なエネルギー需要の高まり等への解決策として期待されている。

⁽²⁾ 市街化区域：P.71⁽²⁾参照

⁽³⁾ コンパクトシティ：人口減少、高齢化社会に対応するため、都市の中心部に、商業施設、文化施設、福祉・医療施設等を集約することにより、市街地をコンパクトに保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や市街地の活性化を図ろうとするまちづくりの考え方。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
橿原市バリアフリー特定事業計画の進捗率	—	0.0%	0.0%	10.0%	70.0%

今後の取組

① 大和八木駅周辺整備について

大和八木駅周辺においては、市の玄関口としての整備を目指して、民間の活力を積極的に取り込むとともに、大和八木駅前南側1,100坪の市有地活用や大和八木駅北側の再整備により、さらなる賑わいのあるコンパクトシティとしてのまちづくりを検討します。



大和八木駅前の整備

③ 橿原市移動等円滑化基本構想等の推進

橿原市移動等円滑化基本構想に基づき、高齢者や障がいのある人を含む誰もが、移動や施設の利用を安心かつ安全に行うことができるよう、バリアフリー⁽⁴⁾化を一体的に進めます。

市民協働で計画したみち再生事業により、八木駅前商店街通りの「安心」、「賑わい」、「憩い」のみち空間を創出し、市の玄関口にふさわしい地区の実現化を図ります。

JR畷駅周辺における国道165号の狭い区間において、都市計画及び橿原市移動等円滑化基本構想に基づく県執行の国道165号整備事業に協力して歩道整備・道路拡幅を行い、歩行者に安全なまちづくりを推進するとともに、土地利用の更新を目指します。

④ 区画整理等による土地の有効利用の推進

京奈和自動車道の沿道においては、土地の乱開発を防ぎ、交通の利便性を活かした商業・工業系の土地活用を推進するため、経済状況による民間企業の動向も十分に把握した上で、地権者との調整を図り、土地区画整理事業⁽⁵⁾等による整備を進めます。

② 奈良県立医科大学の周辺整備事業の推進

県では、医大の教育部門の移転整備と併せて医大附属病院を高度医療拠点病院として再整備するための検討が進められています。近年の社会状況の変化を踏まえた上で、県、医大及び本市等が連携し、医大周辺地区の新たな位置付け、期待される役割、コンパクトシティ・スマートシティ等まちづくりの潮流を整理し、「健康」、「医療」、「環境」、「省エネ」等をキーワードとした先進的なまちづくりのあり方を検討します。

市民等との役割分担

市民は、都市構造・広域交通等の都市全体の必要性に基づいて実施する整備について、整備計画策定の所定の段階ごとに参加し、市へ意見を伝えていくことが期待されます。また、身近な地域のまちづくりについては、「自分たちのまちは自分たちでつくり、育てる」という意識のもとに、構想作成や合意形成等に主体的に取り組み、事業の実施や管理等においても、積極的に参画することが期待されます。

⁽⁴⁾ バリアフリー：P.27⁽⁵⁾参照

⁽⁵⁾ 土地区画整理事業：土地所有者等から少しずつ土地を提供してもらい、これを道路や公園等の公共用地や事業費を生み出すための土地にあてて、道路、公園、宅地等を総合的に整備し、土地の利用価値を高める事業。

3. 安全で快適な道路の整備

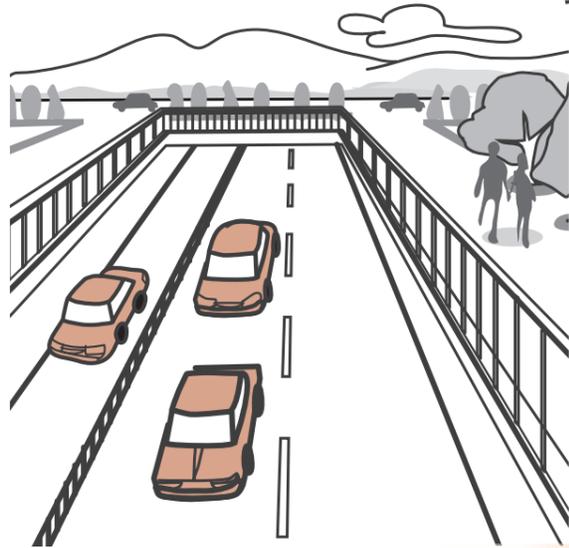
—安心して道路を利用できるまち—

基本方針

交通弱者を含むすべての人が、自動車利用や歩行等の手段を問わず、道路を安全に安心して利用できるまちを目指します。

そのために、狭い道路や歩道の整備を進めるとともに、今後も道路を適切に維持できるように、道路施設の維持管理や修繕に向けた仕組みづくりを進めます。

さらに、拠点性を高める幹線道路の整備（広域交通網の整備促進、地域間アクセスの強化）を図ります。



現状と課題

- 主要幹線道路の供用開始が進む中で、既存道路が抜け道となり、交通量の多い狭い道路の危険性が大きくなっていることから、地域のニーズに合わせて整備する必要があります。
- 中心市街地の交通量の多い区間や通学路となっている区間については、歩行者や児童の安全確保に向けた早急な歩道整備が特に求められています。
- 京奈和自動車道の供用開始に伴い、側道の早急な整備支援が求められています。
- 緊急輸送路や避難経路に架かる橋梁の老朽化に対応するため、予防保全型の管理手法へ転換し、長寿命化を図る必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
道路改良率	65.7%	65.5%	65.9%	66.3%	67.5%
街路(今井地区)整備率	—	40.0%	46.0%	49.0%	100.0%
主要橋梁修繕率	—	—	—	—	13.0%

今後の取組

1 道路空間の整備

道路の整備、改修にあたっては、歩車分離を徹底し、歩きたくなるような安全で快適な道路空間の整備を推進します。特に、通学路については、優先的に歩行空間の確保に努めるとともに、整備困難な狭い道路等については、区画線設置等による工夫を加え、安全確保に努めます。

すべての人が安心して、安全・円滑に移動し活動できるよう、橿原市移動等円滑化基本構想及び橿原市障がい福祉計画に基づき、バリアフリー⁽¹⁾やユニバーサルデザイン⁽²⁾に対応した歩道空間の整備を支援します。

2 主要生活道路の整備

各集落や市街地、鉄道駅周辺の生活拠点地区を結ぶ道路を主要道路と位置付け、条里制区画を形成する道路⁽³⁾を活用しつつ、道路拡幅整備やネットワーク化を体系的に進めます。また、集落内や市街地内を移動するための補助幹線道路として、生活密着型の多種多様な要素を有する狭い道路を、地域のニーズに合わせて整備を進めます。

街路事業においては、既に事業認可を受けて事業を進めている畝傍駅前通り線や、今井五井線（今井地区）の整備を強化します。

京奈和自動車道の供用開始に伴う側道の整備支援を進めます。

3 道路の維持・施設管理の充実

道路施設の安全点検を徹底し、危険箇所があればすぐに対応できる道路維持管理体制を構築します。

また、道路施設・駅前広場の施設管理及び街路樹の剪定・除草を行い、快適な環境を保持します。

4 橋梁の整備

老朽化が進む橋梁を安全かつ適正な状態に保つため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、重要性・緊急性を踏まえて早期の維持補修を進めます。

5 適切な道路財産管理の実施

道路整備に対応した道路台帳の整備を充実させ、活用を進めるとともに、新たに発生した道路区域の決定や変更及び占用許可物件等の財産管理を進めます。

また、大規模災害の発生時等の緊急時に対応するため、市道路及び里道水路をはじめとする行政財産の管理を進めます。



踏切道における歩道整備

市民等との役割分担

市民は、自主的な清掃活動を通じて、快適な道路環境を維持することが期待されます。また、集落内等の狭い道路にあつては、防災上の観点からも、自主的に建物のセットバック⁽⁴⁾を行う等の協力が期待されます。

道路整備の実施にあたり、土地・建物等所有者の協力はもとより、完成後の維持管理等も考慮し、住民との合意を図り、各関係者との調整が必要とされることから、これらへの全面協力が期待されます。

⁽¹⁾バリアフリー：P.27⁽⁵⁾参照

⁽²⁾ユニバーサルデザイン：P.27⁽⁶⁾参照

⁽³⁾条里制区画を形成する道路：古代の土地区画制度により、碁盤目状に形成された今も残る道路網。

⁽⁴⁾セットバック：建築基準法に基づく道路中心線後退等の遵守は勿論の事、道路が狭いと感じられる箇所において、道路に面する敷地境界線から建築物や工作物を建て控えること。

4. 上下水道の整備

—安全で安心できる水を安定的に利用でき、多くの市民が公共下水道を利用できるまち—



基本方針

市民が常に安全で安心できる良質な水を安定的に利用できるとともに、より多くの市民が公共下水道を利用できるまちを目指します。

そのために、「安全で安心できる水道」・「市民に信頼される水道」・「将来も安定が保てる水道」・「環境に配慮する水道」の実現を目指して取組を進めます。

また、下水道のサービスを安定的に提供できるよう、引き続き普及率の向上に努めつつ、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

現状と課題

- 水道事業については、低廉で安全な水道水を供給し続けることが求められています。そのため、水道機器設備のメンテナンスや更新を計画的に取り組むほか、供給している水道水の品質保証及び水質検査の技術力向上に努めるとともに、アウトソーシング⁽¹⁾等による水道事業の経営改善を進める必要があります。
- 災害時でも安定的に水道を供給するため、耐震性に優れた管路の布設を進める必要があります。
- 下水道事業については、より多くの市民が利用できるよう、普及率の向上に向けた整備を行うとともに、水洗化率⁽²⁾の向上に向けた情報提供や啓発等を進め、下水道事業への理解を深める必要があります。
- 安定かつ継続的な事業運営に向け、下水道事業への地方公営企業法の適用を目指し、計画的かつ効率的に維持管理を行い、施設の安心・安全の確保に努める必要があります。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
下水道処理人口普及率	70.0%	66.1%	67.8%	69.1%	75.0%
水道普及率	99.9%	99.89%	99.90%	99.90%	99.99%

⁽¹⁾アウトソーシング：企業がコストダウンのため、あるいは自社の中心業務に専念できるよう、戦略的に自社の業務や機能の一部または全部を専門業者へ外注すること。

⁽²⁾水洗化率：下水道を利用できる（既に整備されている）地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すもの。

今後の取組

1 安定供給の確保と健全な経営

水源確保に努め、安全で安心できる水の安定供給を行います。また、アウトソーシング等による経営のスリム化や給水コストの削減による経営の効率化・健全化を図ります。

かしはら水道だより「さららの水」を通じて、水道の安全性・費用や施設に関する情報を市民に提供します。

2 災害に強い上水道の確立

施設の更新及び耐震化に計画的に取り組めます。また、地震時の被害軽減のため、管路更新時には耐震管及び耐震継手の使用を推進します。さらに、災害時の生活用水確保のため耐震性貯水槽設置の推進や給水車の配備等、装備の充実を図ります。

3 水質保全の啓発

水質監視・水質検査機器の適切なメンテナンスや更新を行うとともに、県水道局との連携を密にすることにより、安定した水質の確保を図ります。また、ホームページ等により水質データを公表します。

4 公共下水道(汚水)の普及率向上

市街化区域⁽³⁾等の整備を促進することにより、公共下水道(汚水)の普及率を高めます。

5 水洗化の促進

下水道の供用が開始された区域においては、下水道への接続を促進するため、下水道普及相談員による啓発や、ホームページ等による情報提供を充実します。また、トイレの水洗化を促進するために、貸付金制度の周知を図ります。

「下水道の日(9月10日)」の啓発を目的とした市民向けイベントに合わせて、下水道事業を学ぶ機会を提供します。

6 施設等の維持・管理

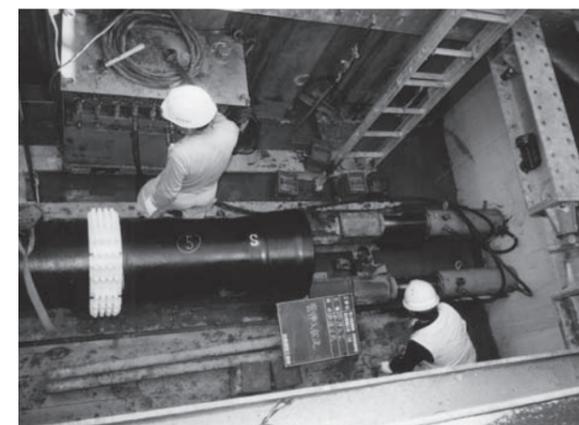
下水道施設の破損による流下能力の低下を未然に防ぐため、計画的に調査を行い、必要な箇所について、早急な改築や修繕に努めます。

7 公共下水道事業の法適化

公共下水道事業としての経営基盤の強化、事業の健全性、計画性、透明性の向上を図るため、地方公営企業法の適用(法適化)を目指します。



水質検査



上水道管の耐震化

市民等との役割分担

市民は、災害に備え、飲料水の確保を心がけることが期待されます。また、公共下水道の使用が可能となった際には、早期に正しく利用することが期待されます。

⁽³⁾市街化区域：P.71⁽²⁾参照

5. 河川環境の整備と維持

—浸水被害を心配することなく、安心して暮らすことができるまち—



基本方針

市民が、大雨の際にも浸水被害を心配することなく、快適な生活環境のもとで暮らすことができるまちを目指します。

そのために、市民ニーズに応じ、浸水の危険性が高い排水路の整備や滞水等の排水不良を改善します。

また、大和川流域市町村及び県、国が連携して取り組んでいる宅地開発等に伴う雨水流出量の抑制を促進します。

現状と課題

- 近年の気候変動による集中豪雨や、都市化に伴う雨水流出量の増加を原因とする市街地での浸水被害を解消する必要があります。
- 既に改修済みの準用河川⁽¹⁾について、流下能力を損なうことのないように適切な維持管理を行うとともに、危険箇所における安全対策が必要とされています。また、雨水貯留浸透施設⁽²⁾についても、機能を維持するための対策が求められます。
- 家庭排水による排水路の汚れや悪臭等は、下水道の整備により年々減少していますが、依然として、排水路の老朽化等に伴う排水不良の改善が求められています。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
公共下水道(雨水)計画区域整備率	—	45.7%	45.8%	45.8%	46.5%

⁽¹⁾準用河川：市町村長が指定し管理する河川のこと。

⁽²⁾雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりすることで、敷地内から河川への雨水流出量を抑制する施設。

今後の取組

① 河川の維持管理

改修済みの準用河川及び雨水貯留浸透施設の機能維持や安全確保に向け、準用河川に設置されている農業用の井堰や堤防の利用状況を的確に把握し、滞積土砂の除去や防護柵の設置等、適切な維持管理を図ります。

② 排水路の整備

浸水被害の解消を図るため、既存水路等の現況調査を行い、浸水の危険性が高い箇所を重点的に整備します。また、市民ニーズが高い排水不良に起因する滞泥や悪臭等の環境改善を図ります。



雨水貯留浸透施設

③ 大和川流域総合治水対策

流域が持つべき保水機能を確保し、適正な土地利用の誘導を目的とした「大和川流域整備計画」に基づき、宅地開発等に伴い生じる雨水流出量の抑制を図るため、開発事業者等に対し、雨水貯留浸透施設の設置について指導を行います。



排水路整備事業

市民等との役割分担

市民は、一人ひとりが快適に暮らせるように、身近な排水路の美化活動を自主的に行うとともに、大雨による浸水被害の状況を市へ報告することが期待されます。

開発事業者は、宅地開発に伴い雨水貯留浸透施設を設置する等、適正な土地利用を行うことが期待されます。

6. 快適な住環境の整備

—公営住宅等が適切に供給されるとともに、良好な住環境が保たれているまち—

基本方針

住宅困窮者に対して、環境に配慮した公営住宅等が適切に供給されるとともに、良好な住環境が保たれているまちを目指します。

そのために、利用者の実情に合わせ、適切な居住水準を確保した公営住宅等を、居住者の世帯構成に偏りがないように考慮した上で、既存の建物の有効活用あるいは建替えを通じて供給します。

また、住宅の建設や建替え等の際に、建築基準法の基準が満たされるよう指導を進めるとともに、住宅の省エネ化やバリアフリー⁽¹⁾化を進めます。



現状と課題

- 少子高齢化が進む中、公営住宅等の供給に際しては、地域の活性化に向け、居住者の世帯構成に偏りがないようにする等、多様な課題に適応し、配慮する必要があります。
- 高齢者向けの賃貸住宅が不足し、経済情勢により住宅困窮者が増加していることから、既存住宅の有効活用や建替えにより、住宅の提供に努める必要があります。
- 公営住宅等の老朽化が進んでいることから、予防保全的な管理や修繕に移行し、ライフサイクルコスト⁽²⁾の縮減を図るとともに、高齢者等の居住に配慮した改修が求められています。
- 民間の住宅においても、住環境の整備を図るために、適正な開発や建築指導が引き続き求められています。
- 快適な生活や持続可能な環境をつくるためにも、地球温暖化防止につながる高断熱・高気密な省エネ住宅の普及が望まれます。

施策指標	指標名	前期目標				実績値	目標値
		H24	H21	H22	H23	H29	
	公営住宅使用率	—	—	—	89.0%	95.0%	

⁽¹⁾ バリアフリー：P.27⁽⁹⁾参照。

⁽²⁾ ライフサイクルコスト：製品や構造物等の費用を、調達・建設～使用・維持管理～廃棄までの全ての段階を通じて考えたもの。ここでは、建物等の公共施設についてのコストをさす。

今後の取組

1 公営住宅等の供給の推進

住宅困窮者への住宅の供給に際しては、既存住宅を高齢者等の生活の実情に合わせてバリアフリー化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に向けた予防保全的な改修工事等で、有効に活用します。改修工事や建替えについては、省エネにつながる断熱の施工等により、適切な居住水準を確保します。その際、真に住宅に困窮する世帯の居住実態を把握し、家賃負担や居住者の世帯構成の偏り等も考慮します。

また、住宅の供給・管理上の問題・課題について、県や市町村と協議し、研究に取り組みます。

2 優良な宅地の供給の促進

民間の開発事業について、建築基準法が定めるもののほか、橿原市開発指導要綱⁽³⁾等の基準を満たすことができるよう、多くの人が利用する施設の整備、良好な住環境の維持や保全を図り、住みよいまちづくりの促進を図ります。

3 福祉のまちづくり等事業の推進

障がいのある人、高齢者等をはじめとするすべての人にとって安全で快適な建築物の整備を目指す県条例に基づき、不特定かつ多数の人が利用する建築物について、事前に整備計画の提出を求め、県条例の整備基準に適合するよう指導・助言を行った上で、適切に工事が実施されているか確認します。

4 建設リサイクル法の推進

建築物の解体工事や新築工事等を行う際には、工事着手前に届出を行い、廃棄物を分別しつつ施工し、再資源化を行うことが義務付けられています。そのため、届出されたすべての解体建築物について現地を確認し、法の規定どおり施工するよう指導します。

5 省エネ住宅の普及促進

低炭素なまちづくりを進めるための一環として、一般住宅における高断熱・高気密の省エネ住宅の普及を推進します。



市営住宅

市民等との役割分担

公営住宅等の入居者は、定められた家賃を納め、住居を大切に使用することが期待されます。事業者は、市の開発・建築指導により、市民が安心して暮らすことのできる優良宅地、優良住宅を供給することが期待されます。また、住みよいまちづくりについて理解を深め、事業活動のために用いる施設を、障がいのある人や高齢者をはじめとするすべての市民が、安全で快適に利用できるよう整備することが期待されます。

⁽³⁾ 橿原市開発指導要綱：市街化区域内の500平方メートル以上の土地及び市街化調整区域内の土地において開発を行う場合に、市との事前協議、住民への計画公開、公共施設・公益施設の整備、環境保全等を定めた市の規定。

7. 緑豊かな憩いの場の整備

—美しい都市環境のもと、地域住民が都市公園や緑地に愛着を持っているまち—

基本方針

緑豊かで美しく快適な都市環境のもと、地域住民が都市公園や緑地に愛着を持ち、地域住民の結束や環境意識が高いまちを目指します。

そのために、公園・緑地について更なる充実を図るとともに、都市公園については防災機能を高め、憩いの場やスポーツと健康増進の場としてのみならず、観光振興や歴史文化の学習の場としての活用も目指します。

また、協働の考え方のもと、市民とともに、公園や緑地の適正な維持管理・運営を行います。



現状と課題

- 本市には、大和三山、榎原森林公園や万葉の森等、緑豊かな環境が数多くありますが、市民1人当たりの都市公園等の面積（7.0㎡）は、全国平均（9.1㎡）を下回っています。現在、社会資本整備総合交付金による都市公園整備に努めており、今後は引き続き満足度を高めるとともに、既存の公園も市民ニーズを反映した施設となるよう改善していくことが求められます。
- 本市が管理する都市公園の大部分が住宅地内に設置されており、維持管理において地域住民との協働意識の向上を図ることが求められています。また、大規模公園についてはさらなる市民の利用促進を図る必要があります。
- 新沢千塚古墳群は、県下最大級の群集墳であり、豊かな古墳的景観が残されているため、歴史的な価値を活かしつつ、世代間交流を深め、観光振興に寄与する拠点となる都市公園として整備を進めます。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
地域住民と維持管理協定を締結した公園数	—	157か所	155か所	162か所	180か所
市民1人当たりの都市公園等の面積	7.0~8.0㎡	6.80㎡	6.92㎡	7.02㎡	9.00㎡

今後の取組

① 特色ある都市公園の整備

新沢千塚古墳群公園、植山古墳公園については、市民の憩いの場としてだけでなく、文化財としての特色を活用し整備します。また、榎原運動公園については、景色を見ながらの散歩から専門的なスポーツまで楽しむことができるレクリエーションの場に加えて、防災機能も整備します。

② 新沢千塚古墳群公園の重点的整備

新沢千塚古墳群は県下最大級の群集墳であり、豊かな古墳的景観が残されていることから、歴史と文化を活かした都市公園として、計画段階から市民と協働で整備を進めています。新沢千塚古墳群公園内には、古墳群の持つ学術・文化的価値への理解を深められる施設、健康づくりや世代間交流が行うことができる施設を設け、古墳群という歴史的価値の高いフィールドを用いて、市民の健康増進、交流促進、環境意識の向上や観光振興に寄与していきます。

③ 公園の維持・管理運営への住民参加の促進

街区公園^(*)や近隣公園等の身近な公園について、自治会・ボランティア・NPO^(**)を中心に日常の維持管理の輪を広げ、協働意識を深めて市民の積極的な参画を促進します。

街区公園等の身近な公園においては、多世代の市民が、安全かつ楽しく利用できる公園施設の整備を進めます。公園利用に多機能性を持たせ、地域の盆踊り、災害時の一次避難地を想定した防災訓練、環境美化運動等、地域のつながりを深める場所として公園の活用を進めることで、生きがいを感じられる地域づくりを推進します。

④ 既設公園の長寿命化・バリアフリー^(***)化の推進

既設公園の施設について、スポーツ・レクリエーション・防災等の機能を向上させ、安全性を確保するために、更新や改築を実施します。また、移動等円滑化基準へ適合したバリアフリー化を実施します。

⑤ 緑の保全と緑化の推進

緑地の保全及び緑化の推進に関する計画である「緑の基本計画」に基づき、桜並木の保全や参道の森の保全等の取組を、市民とともに推進します。



千塚古墳



バラ園のボランティア

市民等との役割分担

市民は、街区公園等、身近な公園の自発的な維持管理を行い、協働意識が高まることが期待されます。また、新沢千塚古墳群公園事業において、設計段階から管理運営に至るまで協働で考え、共に運営していくことで、地域活力を高めていくことが期待されます。

^(*)街区公園：主として街区内に居住する人の利用を目的とする公園で、その敷地面積は0.1haを標準として配置する。

^(**)NPO：P.26^(*)参照

^(***)バリアフリー：P.27^(*)参照

8. 人と自然が共生できる地域づくり

—自然や生物多様性の保全を大切に、生活を送ることができるまち—



基本方針

市民が自然と触れ合うことを楽しみ、生物多様性⁽¹⁾の保全について考えて生活を送ることができるまちを目指します。

そのために、NPO⁽²⁾・ボランティア団体等と連携し、里山環境や水辺環境等の保全及び活用を進めます。

また、市民に自然・環境、生物多様性に関する様々な情報を提供できるよう、市内外の生物について調査・研究を実施します。

さらに、市民の意識の高揚を図るための啓発、教育の機会として、展示、講座、観察教室等のイベントを行います。

現状と課題

- 近年、子どもたちを取り巻く自然が減少していく中で、ライフスタイルの変化により、子どもたちが自然から離れていく傾向にあります。そのため、里山や水辺等の環境の保全と活用を進め、市民が自然に親しむ機会を充実させることが求められています。
- 大和三山、飛鳥川、藤原宮跡等は、多様な生き物が生息している自然豊かな環境となっていますが、今後、自然や環境、生物多様性等の情報を正確に集積・把握するとともに、その情報を積極的に発信し、長期的な視野に立って自然体験や散策等ができるよう、周辺環境の保全や整備・活用を促進する必要があります。
- 地域住民の自然環境への意識の高揚に向け、地域で活動するNPOや団体、学校と連携し、より多くの講座等を開催することにより、市民が参加、体験できる機会の拡充が求められています。

⁽¹⁾ 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」、「生態系の多様性」という3つのレベルで捉えている。

⁽²⁾ NPO：P.26⁽¹⁾参照

施策指標	指標名	前期目標	実績値			目標値
		H24	H21	H22	H23	H29
施策指標	観察会や観察教室、イベント等の開催回数	—	16回	35回	35回	35回
	出前講座の回数	—	5回	15回	18回	20回
	昆虫館の利用者数	—	58,959人	74,714人	72,534人	75,000人

今後の取組

1 人と自然との調和のとれたまちづくり

昆虫や野生生物等に関する特別展、企画展等の展示、生物調査や観察会等の環境教育、体験学習を通して、自然環境や生態系について学習する機会を充実します。併せて、生物多様性を保護し、様々な生物が暮らせる環境づくりを進めることで、人と自然との調和のとれたまちづくりを行います。

2 自然環境の情報集積・発信の拠点づくり

昆虫館は、昆虫や野生生物等に関する特別展、企画展等の展示事業の充実を図るとともに、生態系の理解や保全のための生物調査や観察会等を実施する等、自然環境や生態系の学習、情報の収集・発信を行う拠点としての機能を充実します。

3 虫いっぱいの中山づくり

昆虫館周辺の雑木林において、「虫いっぱいの中山」を目指して、ボランティアグループと協力しながら、雑木林及び竹林の整備作業や観察会・研修会等を実施し、広く情報発信や啓発を行います。また、様々な世代が中山づくりに長く関わるができる仕組みを作るために、市民団体や近隣の市町村・学校・民間企業等と連携し、遊びや生活・自然体験、また、万葉集に謳われている植物を考慮した整備を協働で進めます。

4 水に親しむ川づくり

「水遊びのできる川づくり事業」をもとに飛鳥川流域等の調査等を実施し、生物等のデータを集積するとともに、展示や観察教室を行い、ボランティア・NPO等の水辺環境に取り組む各種団体と連携を図り、飛鳥川を中心としたホテルが飛び交うまちづくりや水に親しむ川づくりを協働で進めます。

5 緑の保全の推進

大和三山をはじめとする市内に点在する鎮守の森や、ため池や用水路を含む農地にも多くの動植物が生息していることから、大和三山での生物調査事業として、市民団体・NPO等との協働で生態調査を行います。また、自然環境や生態系の保全を、緑の基本計画に基づいて進めるとともに、農地の多面的機能に配慮した整備を進めます。



昆虫館

市民等との役割分担

市民は、大和三山をはじめ鎮守の森や飛鳥川等の河川等、生き物や自然・環境に関する調査に積極的に参加することが期待されます。また、それを基に生物多様性を考慮した自然保護活動への継続的な参加が期待されます。

自然は日々変化しているため、身近な自然環境の調査を行うにあたり、市だけではなく市民団体・NPO・民間事業者・学校等と活動を通じて相互の交流や連携を図ることが期待されます。

9. 歴史的町並み及び集落景観の保全

—歴史的町並みや集落の価値を再発見し、次世代に引き継ぐことができるまち—



基本方針

市民が、市内の歴史的町並みや、歴史的集落が織り成す景観が保全されたまちを散策し、まちの成り立ちや昔の暮らしを知ることで、その価値を再発見し、次の世代へ引き継ぐことができるまちを目指します。

そのために、国の重要伝統的建造物群保存地区⁽¹⁾「今井町」においては、住民やまちづくり団体等と協働し、地域の風土に応じて発展した町家等の建造物等の保存修理や、景観の保全や向上に取り組めます。

また、交通の要衝に発達した「八木札の辻」地区をはじめ、市内に点在する近世以来の歴史的町並みやその他の集落についても、市民・事業者・市が協働して「橿原市景観条例」⁽²⁾に基づく景観形成推進地区⁽³⁾の指定等の景観施策を展開します。

現状と課題

- 江戸時代の面影を今に伝え、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町については、歴史的景観の向上や町並みの保存に向けた整備を進めています。
- 今井町は木造住宅密集地域であり、防災上の配慮が特に求められています。また、地区内は歴史特性上長屋住宅の借家が多く、空家化が進むことで建物の老朽化が進み、景観上及び防災上の阻害要因となることが考えられるため、修理や活用を促進する必要があります。
- 今井町において周知啓発、来訪者の案内、見学、学習施設として運用している各公共施設については、今後も適切に管理や運営を行うとともに、更なる活用の促進が求められます。
- 今井町西地区で発掘された旧環濠を保存・整備するとともに、今井町の西の玄関口にふさわしい景観となるよう、整備を進める必要があります。
- 近年の開発等が、「今井町」や「八木札の辻」地区等の集落、そして田園に形成された歴史的集落が点在する良好な文化的景観に影響を与えているところもみられるため、地域の特性に配慮した景観の保全や形成が求められます。

⁽¹⁾重要伝統的建造物群保存地区：P.57⁽¹⁾参照

⁽²⁾橿原市景観条例：P.88⁽¹⁾参照

⁽³⁾景観形成推進地区：橿原市景観条例にもとづいて、地域の特性を活かした景観形成を推進するために指定する地区。景観形成とは良好な景観を保全し、育成し、活用し、若しくは創造すること又は現に存在する景観を改善すること。

施策指標

指標名	前期目標	実績値			目標値
	H24	H21	H22	H23	H29
今井町重要伝統的建造物群保存地区内修理・修景件数	275件	247件	262件	271件	300件
今井町まちなみ交流センター入館者数	—	33,120人	32,605人	38,042人	40,000人
今井町重要伝統的建造物群保存地区内街なみ環境整備事業進捗率	100.0%	—	81.0%	81.0%	97.0%

今後の取組

1 住環境の整備

「今井町」重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観向上のため、電線地中化を進めるとともに、「今井町」を象徴する称念寺を修理し、往時の姿に再生します。また、今井町西地区で発掘された、旧環濠の保存や整備を進め、今井町の西の玄関口としてふさわしい整備を進めます。

2 町並み保存の整備

「今井町」重要伝統的建造物群保存地区内の建築物については、保存と快適な住空間を両立することができる修理・修景事業を、今後も継続して進めます。また、老朽化した家屋の修理促進に向け、所有者への働きかけを行うとともに、まちづくり団体等と協働し、技術的な助言や援助・提案により安定した借家経営を促進し、空家対策を進めます。さらに、まちづくり団体等と、防災に関する周知や啓発を協働で行い、防災意識の高揚に努めます。

3 地域の特色ある歴史的町並み景観の保全

横大路(近世には初瀬街道、伊勢街道として親しまれた)と下ツ道(同じく中街道として親しまれた)の交差した地域に発展してきた「八木札の辻」地区をは

じめ、市内に点在する江戸時代以来のたたずまいを今に伝える歴史的集落等においては、その景観を今後とも持続できるよう、橿原市景観条例で定められている、景観形成推進地区の指定に向けた取組を推進します。

4 公共施設の有効活用

「今井町」重要伝統的建造物群保存地区や八木札の辻の周知啓発を目的に、来訪者の案内、見学、学習施設として運用している各公共施設については、今後も管理や運営を適切に行うとともに、更なる活用の促進や適正管理を目的に、運営委託や指定管理者制度⁽⁴⁾等の手法を検討します。

5 町家を知る体験プログラムの実施

まちづくり団体等と協働し、伝統的工法である土壁塗り等の体験プログラムを実施することにより、まちの歴史や町家生活への理解を深めるとともに、まちに愛着を持つ人々を増やすことで、居住を促し、魅力あるまちづくりにつなげます。

市民等との役割分担

市民は、良好な景観の保全や形成に関する理解を深め、本市に数多く見られる歴史的町並みが織り成す集落景観に誇りを持つとともに、自らが景観の保全や形成に取り組むことが期待されます。

事業者等は、事業活動自体が景観の保全や形成に及ぼす影響について配慮し、自ら保全に努めることが期待されます。

⁽⁴⁾指定管理者制度：市が設置している「公の施設」の管理委託を、公共的な団体のみならず、民間事業者、NPO団体やボランティア団体等へ幅広く委任できる制度。それまで市以外には認められていなかった「使用の許可」という行政処分の一部についても、その指定管理者に委任することができるようになった。

10. 良好な都市景観の形成

—自然・歴史的景観を保全しながら、良好な都市景観を創造することができるまち—



基本方針

市民一人ひとりが、先代から受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全しながら、橿原市の特色を活かして魅力ある良好な都市景観を創造し、その景観を次の世代へと引き継ぐことができるまちを目指します。

そのために、事業者と市が協働して「景観法」⁽¹⁾や「橿原市景観条例」⁽¹⁾に基づく眺望保全地区⁽²⁾、景観形成推進地区⁽³⁾の指定等、景観施策の更なる展開を図ります。

また、屋外広告物が適正に設置されるよう、法律や条例等の適正な運用を図ります。

現状と課題

- 本市には、豊かな自然・歴史的環境が織り成す美しい景観が多くありますが、近年の開発により作られた都市景観については、歴史的な町並みや良好な住宅地景観、田園風景等にそぐわないものも多く、特に幹線道路の沿道は雑然とした印象を与えているのが現状です。
- 景観に特に大きな影響を与える大規模な建築物や、藤原宮跡から見た大和三山の眺望に影響を与える建築物等は、景観に配慮したものとなるよう規制誘導を実施していますが、今後も「橿原市景観形成ガイドプラン」に基づき、「景観法」や「橿原市景観条例」等にある景観施策を着実に展開することが必要です。
- 屋外広告物の是正を目指し、市では屋外広告物条例を制定しました。引き続き、違反広告物の是正を目指し、良好な景観が創出できるように取り組むとともに、今後はその条例をより適正に運用するため、条例に対する理解を深めていくことが求められます。

施策指標	指標名	前期目標				実績値	目標値
		H24	H21	H22	H23	H29	
	景観が守られていると感じる市民の割合	30.0%	—	—	38.4%	50.0%	

⁽¹⁾ 景観法、橿原市景観条例：景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の整備・保全を図る法律。景観法を基準とし、橿原市では景観条例を制定しつつ、景観づくりの方針や基準を定めた景観計画を併せて運用している。

⁽²⁾ 眺望保全地区：市の重要な眺望景観を保全するため、一定の区域を眺望保全地区として指定するもの。橿原市景観計画では、藤原宮跡から大和三山方面への眺望の保全が目指されている。

⁽³⁾ 景観形成推進地区：P.86⁽³⁾参照

今後の取組

1 良好な市街地景観の創造及び魅力ある眺望景観の保全

一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等、大規模行為に対する景観規制誘導を今後も行うとともに、その行為者に対して、景観形成への取組に対する理解を求めるための周知や啓発を引き続き行います。

橿原市景観条例に位置付けられている眺望保全地区について、藤原宮跡からの大和三山の眺望保全に続き、新たに橿原神宮周辺や植山古墳周辺等で指定を目指します。

2 良好な住宅地景観の保全及び公共施設の景観整備

良好な住宅地景観が見られる地域において、それらの良好な景観を保全するために、橿原市景観条例に位置付けられている景観形成推進地区の指定に向けた取組を行います。また、それぞれの地域の特色を活かした地区景観形成計画を、地域住民の参画により協働で策定します。さらに、景観重要公共施設の整備に関する事項を橿原市景観計画に定めることにより、公共施設が地域の景観特性に配慮し、周辺景観と調和したデザインとなるよう整備を進めます。

3 景観重要建造物・景観重要樹木及び保護樹木の保全

「歴史的な集落・街道の景観を構成するもの」、「中心市街地・公共施設周辺等の公共性の高い場所において景観の重要性の高いもの」、「地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行われており地域に広く愛されているもの」等を、景観法の規定による景観重要建造物、景観重要樹木、又は、自然環境保全法の規定による保護樹木に指定し、保護に努めます。

また、景観に対する市民意識の高揚を目的として、市内各町ごとに良い景観、自慢できる景観、誇れる樹木等を公募し、コンテストを開催します。

4 歴史的環境の保全

風致地区、歴史的風土保存区域、景観保全地区の区域内及びその周辺地区について、平成25年度以降の橿原市風致地区条例、県自然環境保全条例、古都保存法による、規制の段階に応じた適切な指導や誘導等により、歴史的環境の保全に努めます。

5 違反広告物の対策

道路上に違法に掲出されている広告物を撲滅する取組を継続するとともに、市民ボランティアによる違反広告物追放推進員の充実を図り、市民と行政が一体となって、美しいまちとなるよう取り組みます。また、屋外広告物法や橿原市屋外広告物条例等の運用をより適正に行うため、市内全域の違反広告物の減少施策を強化しつつ、市民・事業者等の屋外広告物に対する理解が深まるよう、広報誌等を活用した周知・啓発を行います。



景観重要樹木・蘇武橋のイノキ

市民等との役割分担

市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自らがその主体であることを認識して、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすことが期待されます。

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、その施設や事業活動自体が景観形成に及ぼす影響について配慮し、良好な景観の形成に自ら努めることが期待されます。